

藤沢記者クラブ各位

職員の処分について

案件：職員の盗撮事案

1 概要

本件は、本市職員が、2026年（令和8年）6月12日に、大船駅構内において、女性に対する盗撮行為を行ったとして、大船警察署にて事情聴取を受け、当該行為を認めたものです。

これは、地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」に抵触し、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当するため、同項の規定に基づく懲戒処分として、2026年（令和8年）7月30日付で次のとおり処分しました。

2 処分の内容

免職

3 処分の対象者

所属：健康医療部 健康づくり課

役職：主査

性別：男性

年齢：38歳

4 市長コメント

本市職員がこのような事案を起こしたことについては誠に遺憾であり、また、市民の皆さまの信頼を損なうこととなり、深くお詫び申し上げます。

今後、改めて全職員の服務規律の徹底を図り、市民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

以 上

＊この資料に関する問い合わせ先

藤沢市役所 総務部 職員課

担当 橋本・田中・上野

内線 2251

直通 0466（50）3583